

令和5年度 旭川市地域材活用住宅建設補助金

北海道の木材を使用した高性能住宅を新たに取得する方に対して、その費用の一部を補助します。

| | |
|------|---|
| 対象住宅 | <ul style="list-style-type: none">◆ 旭川市内に新築する戸建住宅（建売住宅含む）※1で、高性能の認定を受けた住宅※2かつ15m³以上の地域材を使用したもの※3◆ 旭川市内に本店を置く事業者が施工する住宅◆ 令和5年4月1日以降に工事が完了するもの※4 |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">◆ 新築する住宅の発注者又は買主◆ 交付申請までに対象住宅に住民登録を行う者◆ 同居する世帯員に、550万円の所得を越える人がいないこと◆ 旭川市税を完納していること |

※1 建売住宅とは、不特定の者への販売を目的とした住宅で、一度も入居されていない住宅をいいます。
※2 高性能の認定を受けた住宅とは、「ZEH住宅」「北方型住宅2020」「長期優良住宅」「低炭素住宅」等です。詳しくは4ページを御確認ください。
※3 地域材とは、北海道内の森林から産出され、かつ北海道内で加工された木材になります。
※4 工事完了日は建築基準法上の検査済証の交付年月日とします。
・今年度に本市の「住宅リフォーム補助金」や、国等の他の補助金との併用はできません。

補助金額

50万円～子育て世帯加算により最大80万円

高性能の認定を受けた住宅

ZEH住宅、北方型住宅2020、長期優良住宅、低炭素住宅等



道内産の木材
+
道内で加工した木材
15m³以上使用

50万円

上川管内産の木材
+
上川管内で加工した木材
15m³以上使用

60万円

旭川市内産の木材
+
旭川市内で加工した木材
15m³以上使用

70万円



加算

子育て世帯

交付申請時点で
18歳以下の子※
と同居する世帯

10万円

※18歳に達する日以後の
最初の3月31日までの
間にある子又は孫

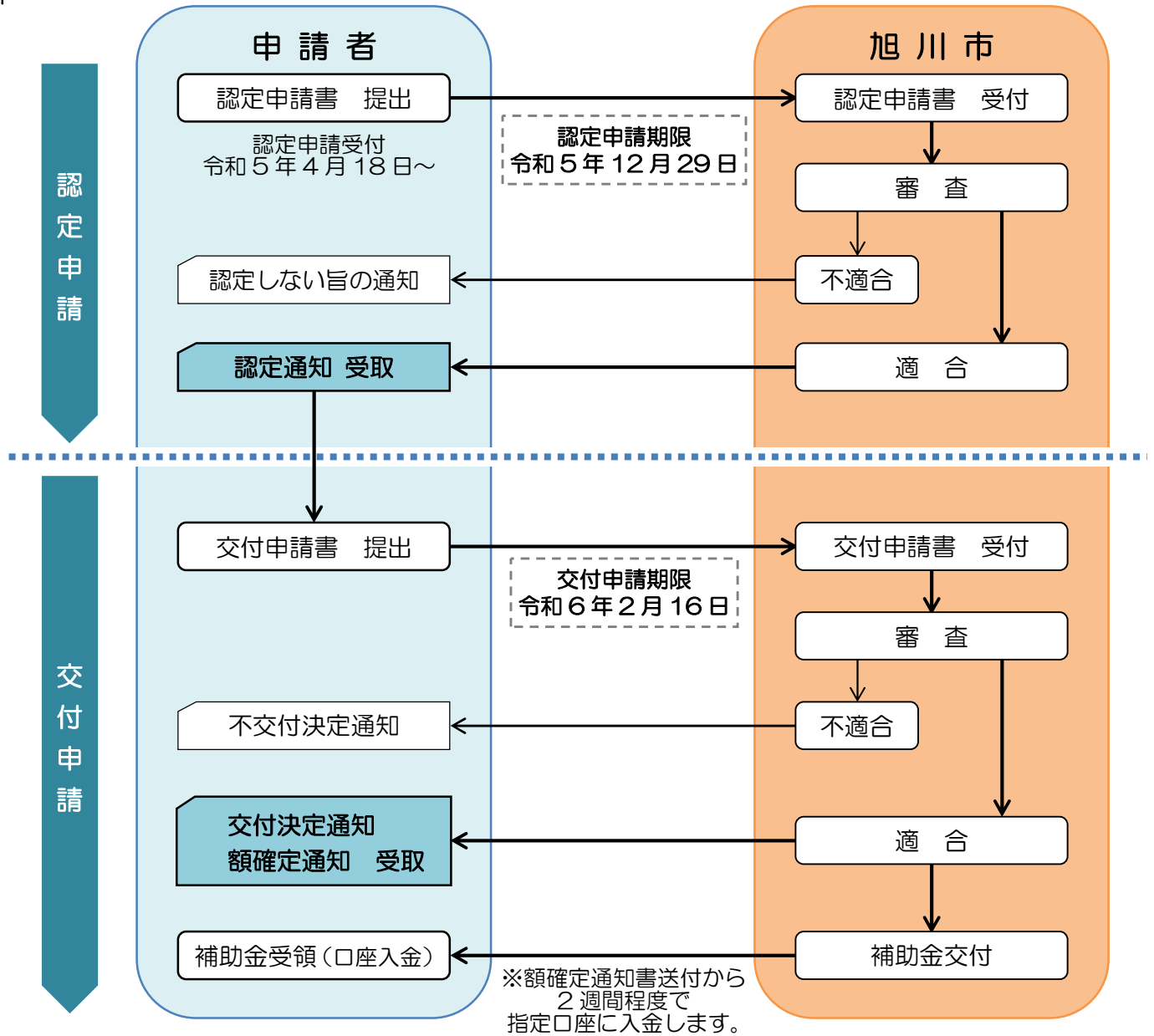
まずはじめに 認定申請

令和5年4月18日（火）～予算額（2,210万円）に達するまで
※ 申込みは先着順で行います 認定申請期限：令和5年12月29日（金）

認定申請の後に 交付申請

「認定通知書」受取後随時受付～令和6年2月16日（金）まで

申請から補助金の支払までの手順の流れ




対象になる申請パターン

令和5年4月1日から令和6年2月16日までに、対象住宅の工事を完了（検査済証を取得）し、新たに住民登録を行うことが必要です。※建売住宅の売買契約は、令和6年2月16日までに締結してください。次のパターンを参考に、申請の有効期間と工事完了日を御確認ください。

| パターン | R4年度 | | R5年度 | | 交付申請期限 | 対象の可否 | 備考 |
|------|-------|------|------|---|---------|-------|----------|
| | ～3/31 | 4/1～ | | | R6.2/16 | | |
| 注文住宅 | A | ◆ | ● | | | × | 工事完了日がNG |
| | B | | ◆ | ● | | ○ | |
| | C | | | ◆ | ● | | ○ |
| | D | | | | ◆ | ● | × |
| 建売住宅 | E | ◆ | ● | | | × | 工事完了日がNG |
| | F | | ◆ | ● | | ○ | |
| | G | | | ◆ | ● | | ○ |
| | H | | | | ◆ | ● | × |

◆：契約日 ———：工事期間 ●：工事完了日（検査済証交付日）

 **手続に必要な書類**（認定申請時、交付申請時にそれぞれ提出する書類です。）

| 認定申請時に必要な書類 | | |
|--|-----------------------------------|--------|
| ① 認定申請書 | 所定の様式 ※別紙「【木材予定使用量】等」含む | 8ページ参照 |
| ② 申請者の納税証明書 | 市税の滞納のない証明 | |
| ③ 世帯員の所得証明書 | 18歳以上世帯員全ての直近の「市・道民税所得証明書」(学生は除く) | |
| ※②、③は市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付（各1部300円、原則3か月以内のもの） | | |

| 交付申請時に必要な書類 | | |
|---|---|--------|
| ① 交付申請書 | 所定の様式 ※【木材実績使用量】含む | |
| ② 工事請負契約書等の写し | 対象住宅の工事請負契約書 又は 不動産売買契約書の写し | |
| ③ 住民票の写し | 申請者が対象住宅に入居したことが確認できるもの ※子育て世帯加算の場合は、家族構成がわかる 世帯員全員 が記載されたもの ※申請時点で妊娠中の方は『母子健康手帳』の写し | |
| ④ 検査済証の写し | 建築基準法上の検査済証の写し | |
| ⑤ 地域材を15m ³ 以上使用したことが確認できる書類 | 地域材の産地及び加工地が確認できる書類で、北海道森林組合連合会等の認定番号、木材の種類・数量等が記載されているもの | |
| ⑥ 高性能の認定を受けた住宅であることが確認できる書類 | 住宅の性能が確認できる証明書類 ・ZEH住宅の場合：BELS評価書（ZEHマークが表示されたもの） ・北方型住宅2020の場合：北方型住宅基本性能確認書等 ・長期優良住宅の場合：長期優良住宅の認定通知書 ・低炭素住宅の場合：低炭素住宅の認定通知書 等 | 4ページ参照 |
| ⑦ 対象住宅の写真 | 施工前 及び 施工後の写真 | |
| ⑧ 対象住宅の図面 | 確認申請図面（1/100程度）：配置図、各階平面図、立面図等 | |
| ⑨ 補助金請求書 | 所定の様式 | |

 **手続に関する注意事項**

- 全ての申請書類は、持参か郵送にて提出してください。※郵送の場合は**期限内必着**まで有効
- 認定申請は、**工事請負契約（売買契約）前**又は**工事着手前**でも可能です。
- 認定申請時、使用する**地域材の産地と予定使用量**も必要になります。予め施工業者等に確認しておいてください。認定通知後に産地の変更や使用数量が減る場合（**補助金額が減少する場合**）は**変更申請が必要になります**。なお、地域材の使用数量が下回るなど対象住宅の要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。
- 交付申請をするためには、認定申請受付期間中に認定申請の手続を行い『補助金認定通知書』を受け取る必要があります。
- 交付申請時に必要な**⑥番の書類**（高性能の認定を受けた住宅であることを証明する書類）は、工事着手前に関係機関で手続が必要になりますので、御注意ください。
- 認定申請時や交付申請時の審査で、現地を確認する場合があります。
- 提出書類に**不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。**

申請窓口・お問合せ先

旭川市 建築部 建築総務課 ☎ (0166) 25-9708
 〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎4階
 Email : reform@city.asahikawa.lg.jp

